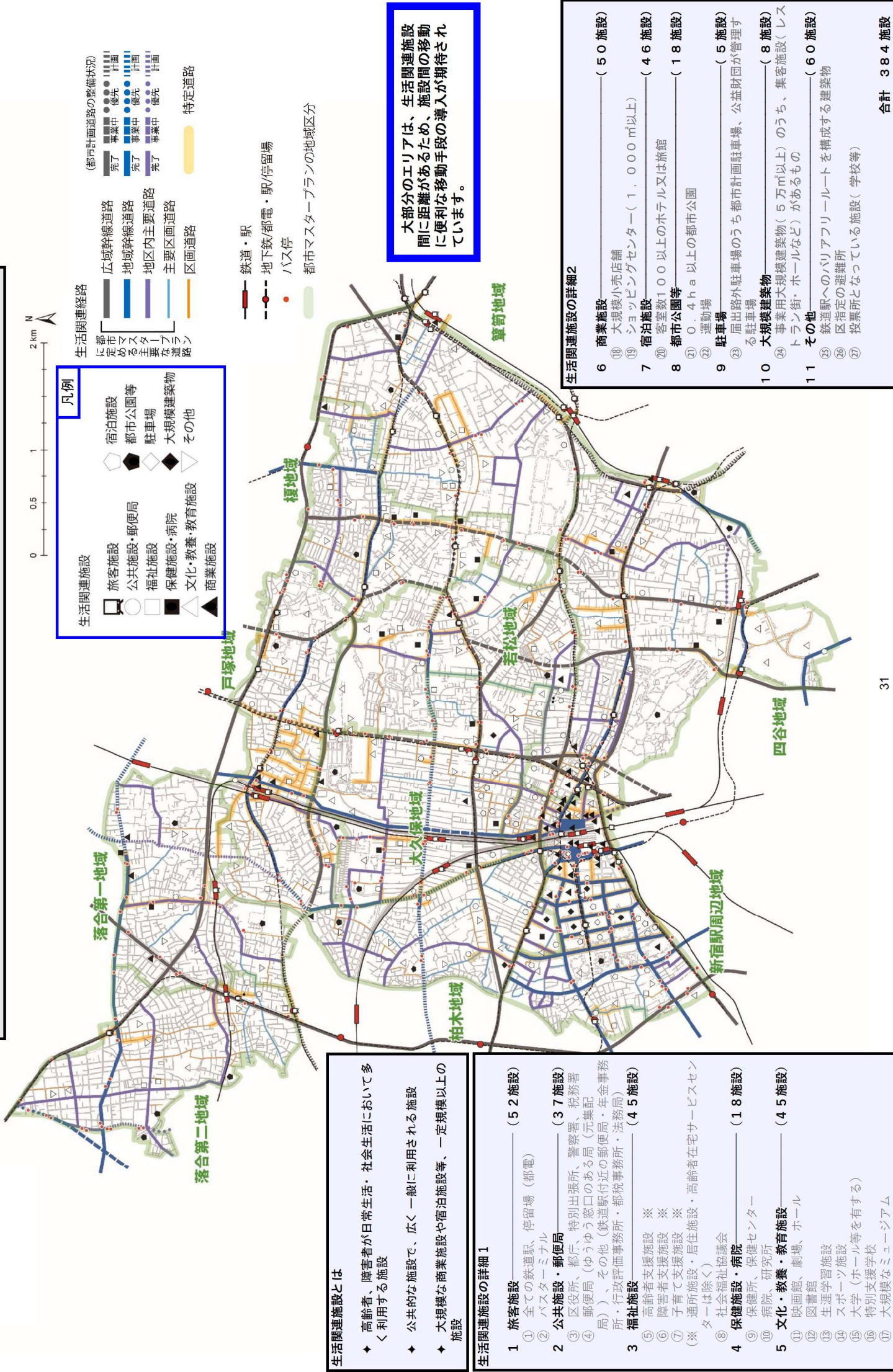


生活関連施設の分布図

(「新宿区移動等円滑化促進方針(令和3年11月)」P31 生活関連施設・経路(全体図)に加筆)



生活関連施設

- 旅客施設
- 公共施設・郵便局
- 福祉施設
- 保健施設・病院
- 文化・教養・教育施設
- 商業施設
- 宿泊施設
- 都市公園等
- 駐車場
- 大規模建築物
- その他

生活関連経路

- 都市マスタープランに定める主要な道路
- 広域幹線道路
- 地域幹線道路
- 地区内主要道路
- 主要区画道路
- 区画道路
- 特定道路

(都市計画道路の整備状況)

- 完了
- 事業中
- 優先
- 計画

- 鉄道・駅
- 地下鉄/都電・駅/停留場
- バス停
- 都市マスタープランの地域区分

大部分のエリアは、生活関連施設間に距離があるため、施設間の移動に便利な移動手段の導入が期待されています。

生活関連施設とは

- 高齢者、障害者が日常生活・社会生活において多く利用する施設
- 公共的な施設で、広く一般に利用される施設
- 大規模な商業施設や宿泊施設等、一定規模以上の施設

- 生活関連施設の詳細1**
- 旅客施設 (5施設)
 - ① 全ての鉄道駅、停留場(都電)
 - ② バスターミナル
 - 公共施設・郵便局 (37施設)
 - ③ 区役所、都庁、特別出張所、警察署、税務署
 - ④ 郵便局(ゆうゆう窓口のある局(元集配局)、その他(鉄道駅付近の郵便局・年金事務所・行政評価事務所・都税事務所・法務局))
 - 福祉施設 (45施設)
 - ⑤ 高齢者支援施設 ※
 - ⑥ 障害者支援施設 ※
 - ⑦ 子育て支援施設 ※
 - ⑧ 通所施設・居住施設、高齢者在宅サービスセンター(除く)
 - ⑨ 社会福祉協議会
 - 保健施設・病院 (18施設)
 - ⑩ 保健所、保健センター
 - ⑪ 病院、研究所
 - 文化・教養・教育施設 (45施設)
 - ⑫ 映画館、劇場、ホール
 - ⑬ 図書館
 - ⑭ 生涯学習施設
 - ⑮ スポーツ施設
 - ⑯ 大学(ホール等を有する)
 - ⑰ 特別支援学校
 - ⑱ 大規模なコミュニティーム

- 生活関連施設の詳細2**
- 商業施設 (50施設)
 - ⑲ 大規模小売店舗
 - ⑳ ショッピングセンター(1,000㎡以上)
 - 宿泊施設 (46施設)
 - ㉑ 客室数100以上のホテル又は旅館
 - 都市公園等 (18施設)
 - ㉒ 0.4ha以上の都市公園
 - ㉓ 運動場
 - 駐車場 (5施設)
 - ㉔ 周出路外駐車場のうち都市計画駐車場、公益財団が管理する駐車場
 - 大規模建築物 (8施設)
 - ㉕ 事業用大規模建築物(5万㎡以上)のうち、集客施設(レストラン街、ホールなど)があるもの
 - その他 (60施設)
 - ㉖ 鉄道駅へのバリアフリールートを構成する建築物
 - ㉗ 区指定の避難所
 - ㉘ 投票所となっている施設(学校等)
- 合計 384施設